

第5次贈呈対象者について

「大阪コロナ重症センター」での業務に従事した方に加え、新型コロナウイルスの感染拡大「第4波」における、大阪府の緊急要請に応じ、府外及び府内から応援職員として、大阪府の指定する施設で、新型コロナウイルス感染症に関する業務に従事した方を対象とする。

対象施設	対象期間	区分	対象職種・業務	贈呈額 (一人あたり)
大阪コロナ重症センター 【対象 A】 (※1)	R2. 12. 1 ～ R3. 6. 30	(ア)	「大阪コロナ重症センター」内において、常態として入院患者の医療業務に従事した医療職	(5日以上勤務) 20万円 (5日未満勤務) 5万円
		(イ)	「大阪コロナ重症センター」内において、薬剤業務など入院患者の治療に関連する業務に従事した医療職	(一律) 5万円
		(ウ)	「大阪コロナ重症センター」内において、特殊清掃業務等感染防止装備を着用して行う業務に従事した者	(一律) 3万円
大阪府の指定する医療機関 【対象 B】 (※2)	R3. 4. 1 ～ R3. 6. 30	(ア)	大阪府の要請に応じ、府外及び府内より応援職員として、大阪府の指定した医療機関のレッドゾーン内において、新型コロナウイルス感染症入院患者に直接接する医療業務に従事した医療職	(5日以上勤務) 20万円 (5日未満勤務) 5万円
		(イ)	大阪府の要請に応じ、府外及び府内より応援職員として、大阪府の指定した医療機関の施設内において、新型コロナウイルス感染症の疑似症者に直接接する医療業務に従事した医療職	(5日以上勤務) 10万円 (5日未満勤務) 5万円
大阪府の指定する宿泊施設 【対象 C】 (※2)	R2. 9. 1 ～ R3. 6. 30	(ア)	大阪府の要請に応じ、府外及び府内より応援職員として、大阪府の指定した宿泊施設の施設内において、新型コロナウイルス感染症患者の療養業務に従事した医療職	(5日以上勤務) 10万円 (5日未満勤務) 5万円
入院患者待機ステーション 【対象 D】 (※2)	R3. 4. 1 ～ R3. 6. 30	(ア)	大阪府の要請に応じ、府外及び府内より応援職員として、「入院患者待機ステーション」の施設内において、新型コロナウイルス感染症患者に関する業務に従事した医療職	(一律) 5万円

(※1) 第4次贈呈を受けた者は対象外とする。(但し、従事日数増により贈呈額が増額となる者等は差額の申請が可能)

(※2) 第1次から第3次贈呈を受けた者は対象外とする。(但し、従事日数増等により贈呈額が増額となる者等は差額の申請が可能)